

国連第4回世界女性会議行動綱領「J項 女性とメディア」
J. Women and the Media, STRATEGIC OBJECTIVES AND
ACTIONS

PLATFORM FOR ACTION, BEIJING DECLARATION

Adopted at the 16th plenary meeting, the Fourth World Conference
on Women, on 15 September 1995

1995年9月15日、北京にて採択

234. 情報テクノロジーの進歩は、過去10年間に、国境を超えるグローバルなコミュニケーション・ネットワークの形成を促進し、公共政策に影響を与え、個人の態度と行動に、とりわけ子どもや若い人たちの態度と行動に影響を与えてきた。メディアは、女性の地位向上に対してあらゆる地域と領域で、これまで以上に大きく貢献し得る可能性をもっている。

235. コミュニケーションの領域で職業につく女性は増えているが、意思決定権のある地位やメディア政策に影響力をもつ役員などの管理職についている女性はきわめて少ない。メディアにジェンダーに対するセンシティブリティが欠けていることは、公共組織、私企業を問わず、地域的・全国的・国際的なメディア組織でジェンダーに基づくステレオタイプがなくなることからも明らかである。

236. 電子メディア、印刷メディア、映像メディア、オーディオメディア、などによるメディア・コミュニケーションにおいて否定的で品位を傷つける女性イメージが提示され続けている状況を変えなくてはならない。ほとんどの国の印刷メディアや電子メディアは、変化しつつある世界で女性たちが多様な生き方をしていることや、社会的に多くの貢献をしていることについて、調和のとれた全体像を提示していない。そのうえ、暴力的で品位を傷つけるメディア作品、あるいはポルノ的なメディア作品は、女性に対して、また女性の社会参加に対して、否定的な影響を及ぼしている。これと同様に女性の伝統的な役割を強調する番組も女性の生き方を限定する可能性をもつ。世界規模で進行する消費主義への傾斜は、広告やCMメッセージが女性を単なる消費者として提示し、少女やすべての年齢の女性を不適切な形でターゲットとする環境をつくり出した。

237. 女性は情報テクノロジーへのアクセス、技能、知識を高めることによって力を獲得しなければならない。そうすることで女性は、世界に流布している否定的な女性像をなくし、ますますその重要性を持つようになっていくメディア産業による権力の乱用に挑戦する能力を高めることができるだろう。メディアの自主的な規律メカニズムをつくり、強化し、ジェンダー・バイアスのある

番組制作をなくすための方策を開発していく必要がある。多くの女性、特に開発途上国の女性は、拡大しつつある電子情報ハイウェイに効果的にアクセスすることができず、そのため、自分たちにオルタナティブな情報源を供給するネットワークを構築できないでいる。したがって女性は、ニューテクノロジーの発達とそれがもたらす効果について十分に関わっていくためにも、そうした新しいテクノロジーの発達に関する意思決定に参加する必要がある。

238. メディアの活用の問題に取り組むにあたっては、各国政府や政府以外の関係者は政策と計画においてジェンダーの視点を中心にした積極的で明快な政策を推進しなければならない。

戦略的目標 J 1.

メディアと新しいコミュニケーション・テクノロジーにおいて、またそれらの活用を通して、表現と意思決定への女性の参加とアクセスを拡大すること。

取るべき行動

239. 各国政府は：

(a) 女性がメディアのすべての領域と職域に平等にアクセスすることを推進していくた

めに、女性の教育、訓練、雇用を支援し、それを保障する。

(b) 女性とメディアにかかわるすべての領域で研究を支援することによって、注意を喚

起し行動を促すことが必要な領域を定め、ジェンダー視点を組み込むという観点から現行のメディア政策を見直す。

(c) 運営管理、番組制作、教育、研修、調査などを含むすべてにおいて、メディアへの女性の完全かつ平等な参加を促進する。

(d) 私企業・国営・公共メディアにかかわるすべての諮問・経営・規律・モニター機構で、女性と男性の任命に際してジェンダー・バランスをとることをめざす。

(e) これらの機構に対して、表現の自由と両立する範囲で、女性のための、また女性による番組の数を増やし、女性のニーズと関心が適切に表明されるよう奨励する。

(f) 女性のメディア・ネットワークは、電子ネットワークや他の新しいコミュニケーション・テクノロジーをふくみ、国際的なレベルをはじめとする情報の普及と意見交換の手段であることを認識し、その目的を達成するために、メディアにかかわるあらゆる仕事とコミュニケーション・システムで活動する女性グループを支援する。

(g) 先住民族の多様な文化形態に関する情報や、国内法の枠内での社会的・教育的問題の進展に関する情報を普及するために、国内のメディアで番組

を創造的に使う方法を提示する、あるいは創造的に使う動機を与えるよう奨励する。

- (h) 国内法の枠内でメディアの自由とそれにもなう保護を保障し、表現の自由と両立させつつ、メディアが開発問題や社会問題へ積極的に関与するよう奨励する。

240. 各国および国際的メディア・システムは：

自主的な機構をふくむ規律メカニズムを表現の自由と両立させつつ開発し、それらの規律メカニズムによって、メディアと国際的コミュニケーション・システムによる女性表現を多様で調和のとれたものにし、より多くの女性と男性が制作と意思決定に参加するよう奨励する。

241. 適切な場合は各国政府、または、女性の地位向上のための国内機構は：

- (a) 女性がマスメディアに向けて情報をつくりだすための教育および研修プログラムの開発を奨励する。それらのプログラムには、実験的試みへの資金援助、私企業・公共を問わず、新しいコミュニケーション・テクノロジー、通信衛星やサイバースペースの利用をふくむ。
- (b) 民主主義のプロセスへの女性の参加を強化する方法として、新しいテクノロジーをふくむコミュニケーション・システムの利用を奨励する。
- (c) メディア領域における女性の専門家の人名録編纂を促進する。
- (d) メディアによる女性表現を調和のとれたステレオタイプでないものにしていくために、メディア制作の指針や行動基準、その他の適切な自主的規律メカニズムの開発に女性の参加を奨励する。

242. 非政府機構（NGO）とメディア関係者の組織は：

- (a) 女性のニーズと関心が適切に反映されることを保障するために、メディアをモニターし、メディアと協議することのできるメディアウオッチ・グループの設立を奨励する。
- (b) 女性が国際的なレベルをふくめたコミュニケーションのための情報テクノロジーとメディアをより一層活用することができるよう訓練する。
- (c) 女性のメディアにおける具体的なニーズを確認するために、非政府組織（NGO）、女性組織、専門的なメディア組織のネットワークを構築し、それらの組織へむけた情報プログラムを開発する。また、女性の人権および女性と男性の平等を推進するために、とくに国際的なレベルで、より多くの女性のコミュニケーション問題への参加を促進し、これらの組織の南と南、北と南の対話を支持する。
- (d) メディア産業界、教育機関、メディア研修機関に対して、適切な言語をもちいることを奨励し、また、民族の文化を反映する語りや劇、詩、歌、などの伝統的メディアや先住民のメディア、その他の民族的メディアを開発するよう奨励し、さらに、開発や社会問題に関する情報の普及で、こ

これらのコミュニケーション様式を活用するよう奨励する。

戦略目標 J 2

メディアの女性表現を調和のとれたステレオタイプではないものにする（メディア内容におけるジェンダーの平等と公正の推進）

とるべき行動

243. 各国政府と国際組織は、表現の自由と両立する範囲で：

- (a) 女性と少女、また彼女たちの多様な役割について、メディアによる表現を調和のとれたものにしていくために、研究と情報・教育・コミュニケーションに関する戦略を実行するよう奨励する。
- (b) メディアと広告代理店が「北京行動綱領」への意識を喚起するための特別なプログラムを開発するよう奨励する。
- (c) ステレオタイプでなく、調和のとれた多様な女性イメージを創造し、それらをメディアで用いていくことを促進するために、メディアの所有者や管理職をふくむメディア専門家に対してジェンダーを意識化する研修を行うよう奨励する。
- (d) メディアが女性を創造性に富んだ人間として、また開発の過程で重要な役割を果たす者、貢献者、恩恵を受ける者として提示せず、むしろ女性を劣った者として提示したり、女性を性的対象物や商品として搾取したりすることがないように奨励する。
- (e) メディアで提示される性差別的なステレオタイプはジェンダー差別であり、本質的に品位を傷つけ侮辱的であるという考えを普及させる。
- (f) ポルノグラフィやメディア表現における女性や子どもへの暴力に反対する適切な立法をふくみ、実行ある方策を講じるか、あるいは法令や条例を制定する。

244. マスメディアと広告組織は：

- (a)、メディアによるステレオタイプではない女性表現を促進するために、職業上のガイドライン、行動基準、その他の自主的規律様式を表現の自由と両立させつつ開発する。
- (b) 広告をふくみ、メディアのなかの女性に関する暴力的で、屈辱的、あるいはポルノ的な素材について、表現の自由と両立させつつ、職業上のガイドラインと行動基準を設ける。
- (c) 地域社会、消費者、市民社会にかかわるすべての問題をジェンダーの視点で捉え、そうした視点を深めていく。
- (d) メディアのあらゆるレベルにおける意思決定により多くの女性が参加するようにする。

245. メディア、非政府組織（NGO）、企業セクターは、適切な場合は女性の地位向上のための国内機構と共同で：

- (a) メディア・キャンペーンによって家族責任の平等な分担を推進し、家庭におけるジェンダーの平等、ステレオタイプではない女性と男性のジェンダー役割を強調し、配偶者と子どもへの虐待、家庭内暴力をふくむ女性に対するあらゆる形態の暴力をなくすことを目的とする情報を普及させる。
- (b) 女性の役割モデルを、とくに若い女性たちに提供するため、女性指導者についてのメディア素材を制作し普及させる。それらのメディア素材では、母親として、専門職・管理職・起業家として、仕事と家庭責任を両立させてきた経験をはじめ、それに限らず、多くの異なる人生経験を経て指導的立場に立つようになった女性指導者を登場させる。
- (c) 女性の人権についての情報を普及し、意識を高めるために、公共および企業の教育プログラムを活用して広範なキャンペーンを推進する。
- (d) 女性について、また女性の関心について、情報を普及させるために、オルタナティブ・メディアを開発し、適切なら、その資金を提供し、コミュニケーションのあらゆる手段の活用を支援する。
- (e) メディア・プログラムに関してジェンダー分析を適用するための研究方法を開発し、専門家を育成する。

(鈴木みどり＋宮崎寿子 訳)